

計量法関係手数料		手数料 R01.10.1施行 金額 円
【検 定】		
1. タクシーメーター		550
2. 質量計		
イ. 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1 t 以下のもの		
ひょう量が30 kg 以下のもの		1,050
ひょう量が100 kg 以下のもの		1,250
ひょう量が250 kg 以下のもの		1,650
ひょう量が500 kg 以下のもの		2,050
ひょう量が500 kg を超えるもの		2,350
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		
ひょう量が10 kg 以下のもの		100
ひょう量が10 kg を超えるもの		190
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が5 kg 以下のもの		150
ひょう量が20 kg 以下のもの		190
ひょう量が50 kg 以下のもの		250
ひょう量が100 kg 以下のもの		340
ひょう量が250 kg 以下のもの		520
ひょう量が500 kg 以下のもの		900
ひょう量が1 t 以下のもの		1,550
ひょう量が2 t 以下のもの		2,560
ひょう量が5 t 以下のもの		6,430
ひょう量が10 t 以下のもの		8,110
ひょう量が20 t 以下のもの		11,900
ひょう量が30 t 以下のもの		14,700
ひょう量が40 t 以下のもの		19,700
ひょう量が50 t 以下のもの		22,300
ひょう量が50 t を超えるもの		38,800
最小目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。		
ロ. 分銅		
表す質量が200 g 以下のもの		20
表す質量が200 g を超えるもの		220
ハ. おもり		
表す質量が5 kg 以下のもの		20
表す質量が20 kg 以下のもの		90
表す質量が20 kg を超えるもの		290
3. 体積計		
イ. 水道メーター		
口径が25 mm 以下のもの		80
口径が40 mm 以下のもの		170
口径が100 mm 以下のもの		1,200
口径が100 mm を超えるもの		1,650
ロ. 燃料油メーター		
(1) 微流量燃料油メーター		590
(2) 簡易燃料油メーター		1,550
(3) 自動車等給油メーター又は小型車載燃料油メーター		2,050
(4) 大型車載燃料油メーター又は定置燃料油メーター		
口径が30 mm 以下のもの		2,600
口径が30 mm を超えるもの		3,400
ハ. 液化石油ガスメーター		6,400
4. アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）		
計ることができる最大の圧力が5 MPa 以下のもの		90